

仕 様 書

1 調達物品及び構成内容

輸液ポンプ	65 式
(構成内訳)	
輸液ポンプ本体	65 台
電源ケーブル	65 本
固定クランプ	65 個

2 納入場所・期限

納入場所：神奈川県立がんセンター（横浜市旭区中尾二丁目3番2号）

病院棟地下1階 MEセンター

納入期限：令和8年5月29日まで

3 技術的要件

- 3-1 ワンタッチポールクランプを備え、輸液スタンドへの着脱が容易であること。
- 3-2 輸液ポンプのドアを開放した際、チューブをクランプする機能を有すること。
- 3-3 チューブ装着の異常に対し、アラートを知らせる機能があること。
- 3-4 上流側、下流側の閉塞状態を独立して検出できる機能を有すること。
- 3-5 流量と予定量の入れ間違いに配慮した安全機構を備えること。
- 3-6 キーロック機能を備え、設定値の誤操作防止に配慮していること。
- 3-7 ヒストリ機能及び点検支援機能を備えること。
- 3-8 ヒストリ機能は300件の以上の履歴を記録できること。
- 3-9 ヒストリ等はケーブルレスの外部通信機能（NFC等）を備え、パソコンへのダウンロードがおこなえること。
- 3-10 設定した予定量と予定時間から流量を自動計算し、投与できる機能を有すること。
- 3-11 情報システム（電子カルテ等）との接続が可能なインターフェイスと通信手順（プロトコル）を有すること。
- 3-12 送液方式は容積制御方式（流量制御方式）であり、薬剤による流量・予定量の補正が不要であること。
- 3-13 輸血にも使用できること。
- 3-14 厚生労働省医薬局長通知（医薬発第0318001号）「輸液ポンプ等に関する医療事故防止対策について」に適合していること。
- 3-15 JIS T 0601-1:2012/Amd.1:2014（IEC60601-1:2005/Amd.1:2012）に適合していること。
- 3-16 IEC60601-2-24:2012 に適合していること。
- 3-17 別売品の着脱により、経腸栄養用輸液ポンプと汎用輸液ポンプとを切り換えられ、経腸栄養用輸液ポンプとしても使用ができること。
- 3-18 内蔵バッテリーで4時間以上の連続駆動する機能を有すること。

- 3-19 消毒用エタノールを使用して清掃できること。
- 3-20 送液方式は、チューブを完全閉塞させないミッドプレス方式であること。
- 3-21 チューブ装着不良を検知し、警報表示を行う機能を有すること。
- 3-22 設定値ロック機能を有し、誤操作防止対策がなされていること。

4 その他

- 4-1 納入後1年間は無償にて点検、調整及び故障修理等を随時行うこと。
- 4-2 事前に発注者と協議のうえ、取扱説明に関する教育訓練を行うこと。
- 4-3 機器の搬入、据付、配線、現有機の撤去については、発注者の診療業務に支障をきたさぬよう事前に発注者と協議のうえ納入日時を決定すること。